

## 中原区役所 保育所等入所 質問・回答集(R6.9.1)

※過去に中原区役所で開催した保育所等入所説明会での主な質問・回答を掲載しています。

No	内容	質 問	回 答
1	申請	川崎市内の他区へ引越予定ですが、どの区役所に申請したらよいですか。	申請日時点で、住民票のある区役所に申請してください。 なお、引越し後、引越先の区役所児童家庭課へ住所変更について、改めて届出をしてください。
2	申請	中原区と市内他区の保育所も希望する場合、申請書は希望する区ごとに提出する必要がありますか。	1枚の「保育所等利用申込書兼児童台帳」に、市内他区の保育所も含めて記載し、お住いの区の区役所児童家庭課に申請してください。
3	申請	出産予定日が申請日より後になる場合、申請書類の子どもの名前と生年月日はどのように記載したらよいでしょうか。	名前は、「生計の中心となる保護者の氏名＋ベビー」、生年月日は「出産予定日」としてください。 また、母子健康手帳の保護者氏名、出産予定日を確認できるページの写しも提出してください。 なお、出産後は速やかに、お子様の名前、生年月日について改めて、区役所児童家庭課へ届出をしてください。
4	申請	「保育所等利用申込書兼児童台帳」の「入所を希望する保育所等」に「見学済」のチェック欄ありますが、資料配布のみ等の場合も「見学済」にチェックして構いませんか。	「見学済」にチェックして構いません。 なお、なるべく余白に、見学方法を記載してください。 (例)資料配布のみ、概要説明のみ、オンライン見学など
5	申請	受入予定数が0人の保育所を希望できますか。	希望できます。 受入予定数は、現時点でのもので、今後、在園児の退園等で空きが出た場合、受入数に変動する場合があります。
6	申請	申請書類を提出した後に希望園の追加や変更する場合の手続きを教えてください。	希望園変更受付締切日までに、「保育所等利用申込書兼児童台帳」に希望園を第1希望から改めて記入の上、提出ください。
7	申請	一度提出した申請書類を修正したい場合、書類を返却してもらえますか。	一度提出された申請書類は、返却はできませんので、修正する申請書類を再提出してください。

8	申請	来年4月入所申請と現年12月～3月の入所申請を同時にできると聞きましたが、現年分の申請書類は現年度のフォーマットを使用すべきですか。	新年度のフォーマットで構いません。 なお、就労証明書など保育を必要とすることを証明する書類は、原本とコピーで結構です。
9	申請	育休前はフルタイムで働いていましたが、復職後は育児短時間勤務を予定しています。申請時点で、保育必要量は「保育標準時間」となりますか。	「保育標準時間」で構いません。 入所後に「保育短時間」利用を希望する場合は、保育所に相談の上、変更申請書を提出ください。
10	申請	入所保留となり、年度途中での入所を希望する場合、その都度申請書類を提出する必要がありますか。	申請は年度内(翌年3月まで)有効ですので、年度内は改めて申請書類を提出する必要はありません。 なお、保護者の就労状況等に変更があった場合や転居、希望園変更等の際は届出が必要です。
11	申請	1歳児からの受入れ園は1歳になった月からの受け入れになりますか。もしくは1歳児クラス(4月から)の受入れになりますか。	保育所等のクラス分けは、年度当初(4月1日)の月齢で区分しています。年度当初(4月1日)1歳だったお子さんは、当該年度中は1歳児クラスの扱いとなります。
12	申請	保留となった場合、年度内であれば申請は有効とのことですが、毎月申請をする必要はないとのことですか。	毎月申請をする必要はありません。なお、希望園の変更や追加、世帯状況に変更が出た時は児童家庭課まで変更の手続きをお願いします。
13	利用調整	前年度の入所状況の倍率が知りたいのですが。	1人で複数の保育所を希望できるため、倍率は算定できません。 市ホームページに前年度の利用調整結果として、保育所ごとの延べ申請数、内定数を公表していますので、参考にしてください。
14	利用調整	第1希望の保育所だけ希望した場合は、有利になりますか。	有利になりません。 利用調整は保育所ごとに行います。複数の保育所で利用が可能となった場合には、希望順位が高い保育所に内定となります。そのため、希望順位の高い順に、記入してください。
15	利用調整	現在、Cランク相当の就労時間ですが、来年4月にAランク相当の就労時間に変更となる場合は、4月時点での状況でランク判定となりますか。	申請締切日時点と、利用希望日時点の状況を比較し、低い方のランク判定となりますので、Cランクとなります。

16	利用調整	育休前はフルタイムで働いていましたが、復職後は育児短時間勤務を予定していますが、ランクはどうなりますか。	育児短時間取得前の雇用契約上の勤務時間等で判定を行うため、ランクには影響しません。ただし、育児短時間の勤務時間が月64時間未満の場合は、Hランクとなります。入所後、月64時間以上の就労要件を満たす必要があります。
17	利用調整	派遣社員として働いていますが、復職後、派遣先が復職前と異なった場合、入所に影響がありますか。	復職前の派遣先と同ランク相当での就労条件(就労日数、就労時間)であれば、派遣先が異なっても構いません。
18	利用調整	転職の予定があるのですが、入所に影響がありますか。	転職される場合は、ランクに影響を及ぼす場合がありますので、事前に相談ください。状況確認を行い、提出書類等を案内します。
19	利用調整	内定辞退した場合、次の利用調整の際に不利になりますか。	不利になることはありませんが、辞退される場合は、速やかに内定辞退届を提出ください。必ず、入所日より前に提出ください。 なお、内定辞退した場合は、申請自体が取下げとなりますので、他の保育所等の利用を希望する場合は、改めて申請書類一式の提出が必要となり、翌月からの利用調整の対象となります。
20	利用調整	入所保留となった場合の保留通知は毎月発送されますか。	初回申請月のみ保留通知を発送します。(4月一次申請の場合は、1月下旬の通知のみ。)
21	利用調整	会社員と個人事業主としてダブルワークをしている場合、それぞれ就労証明書と就労状況申告書の両方を提出して合計の就労時間でランクが決まるものと考えてよいですか。	それぞれの月間就労時間数を合算してランク付けします。
22	利用調整	R5. 4. 1入園希望の場合、夫の育休期間と妻の産休・育休期間がある場合に調整指数は2人分はつきますか。	産休明け又は育休明けのポイントにつきましては保護者ごとにそれぞれ加点はしません。片方のポイントのみとなります。

23	利用調整	現在時短勤務でBランク、4月以降はフルタイムのAランクに相当する勤務時間で働く場合、選考ではAランクの扱いになりますか。	申請時点の就労証明書にある雇用契約上の月間就労時間数でランクを判定します。
24	利用調整	GW等祝日の多い月で勤務時間が減ってしまう場合、過去の140時間を満たしている月の実績を記入することでAランク扱いとなりますか。	就労証明書にある月間の就労時間数でランクを判定します。なお、就労証明書にある直近3か月の「就労日数・給与支払額等」の欄は雇用契約上の勤務日数を満たす月があれば、その月の実績まで遡って記載し、その旨を備考欄へ記入してください。
25	利用調整	来年4月、5月と保留だった場合、6月以降は新年度の所得で選考してもらえますか。	年度内の選考は原則として前年度の所得情報で選考を行います。ただし、前年度において育児休業を取得した場合には育児休業をする開始の前年分の所得情報での選考となります。
26	就労証明書	新型コロナウイルス感染拡大の影響で、勤務が減っていますが、勤務実績はどのように記載したらよいですか。	雇用契約上の勤務日数を満たす月があれば、その月の実績まで遡って記載し、その旨を備考欄へ記入ください。
27	就労証明書	現在、派遣社員として働いているが、就労証明書は派遣先か派遣元のどちらで記入してもらうべきですか。	就労証明書に必要な情報について、証明できるのであれば、どちらでも構いません。
28	就労証明書	現在出向中ですが、就労証明書は出向元と出向先のどちらに記入してもらうべきですか。	就労証明書に必要な情報について、証明できるのであれば、どちらでも構いません。
29	就労証明書	就労者が転居する予定ですが、転居前後どちらの住所を記入したらよいですか。	就労証明書作成日時点での住所を記入ください。
30	就労証明書	様式を市ホームページからダウンロードして、エクセルにデータ入力してよいでしょうか。	構いません。 ただし、必ず勤務先の担当者に入力を依頼してください。 記載内容に疑義がある場合は、勤務先に電話で確認させていただくため、記入者名、電話番号を必ず記入してください。
31	就労証明書	就労年月日について、就労開始日から就労形態が変わった場合(アルバイトから正社員等)は、どのように記入したらよいですか。	就労形態が変わった日を記入してください。ただし、就労条件(就労日数、就労時間)が変わらない場合は当初就労を開始した日を記入してください。

32	就労証明書	シフト表は、産休に入る前のものが必要でしょうか。	産休前の雇用契約上の就労実績のあるシフト表を提出ください。
33	就労証明書	有効な就労証明書は申請時点で3か月以内の発行のものとい認識でよろしいでしょうか。	入所希望日(毎月1日)から2ヵ月以内の発行日のもをご提出ください。なお、令和6年4月入所の申請は令和5年9月以降の発行日のもをご用意ください。
34	就労証明書	今年会社を書いてもらった就労証明は再来年度の申請にも使えますか。	
35	保育料	保育料を知りたいのですが。	「市民税課税証明書」や「市民税決定通知書」に記載されている市民税所得割額の世帯合算額に6/8を乗じた額がおよその目安となります。ただし、「住宅ローン控除」や「ふるさとの納税控除」などは適用されませんので、参考としてください。 なお、直近1年以内に川崎市外から転入された方は、算定方法が異なる場合があります。 正式には3月下旬に「利用者負担額決定通知書」を送付します。
36	保育料	3歳の誕生日を迎えたら、その時点から保育料が無償化となりますか。	年度途中で3歳になっても翌年度の4月から無償化の対象となります。
37	入所後	入所後に第2子を予定していますが、下の子の育休休業取得する場合は、上の子は退園となりますか。	上の子が既に保育所に入所している場合は、国の通知に基づき、短時間利用での入所継続を認めています。